

(公 印 省 略)
答 申 第 2 1 2 号
令 和 8 年 5 月 2 1 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和7年8月21日付け諮問第60号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

精神科病院に実地指導を行った事案についての文書

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

1 公文書の公開請求

令和 7 年 1 月 31 日付けで、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

本件請求には、概ね次のように記載されていた（原文のままとしている記載がある。）。

令和 6 年度に兵庫県福祉部障害福祉課が管轄の精神科病院へ臨時実地指導を行った事案のうち、患者への暴行など不適切と認められた事案について、病院名や事案の概要、発覚の経緯、県の指導内容、国への報告など、当該事案の一連の経緯が分かる公文書全て

2 実施機関の決定

令和 7 年 2 月 7 日、実施機関は、条例第 11 条第 2 項の規定により、本件請求について、決定期限を延長した。

令和 7 年 3 月 19 日、実施機関は、本件請求について、条例第 6 条第 1 号及び第 2 号に該当する情報について非公開とする部分公開決定処分を行った（以下「本件処分」という。）。

3 審査請求

令和 7 年 4 月 24 日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和 7 年 8 月 21 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、該当する病院名の開示を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書等において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される（概ね原文のまま記載している。）。

(1) 審査請求書

条例第6条各号条文と照らし合わせても病院名を公開したことで、開示された文書との紐付け等により個人が特定される可能性は極めて低く、個人の権利利益を害する恐れがあるとは言えず、且つ公共の安全と秩序の維持に支障を来すこと及び当該病院の事務、事業に支障を来すとは考えられない。むしろ、虐待に当たるとする事例が起きた病院名の公開は公益に資する内容とさえ言える。また、神戸市に対しても同様の情報公開請求をしているが、病院名は開示されている。所管庁、所管課が違うことを考慮しても請求人としては承服することはできない。

(2) 意見書（令和7年10月24日付け）

ア 非公開情報に設定した理由等の不合理性

病院名を非公開と決定した理由について「本件請求内容は、非常に個別性が高い情報であると認識しているが、審査請求人が求める病院名も合わせて開示した場合には、個人が特定される可能性は非常に高く、かつ事案の性格から通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると考えられる」と弁明するが、県のこの弁明は失当である。また、現実的な検討がなされたとは考えられない。事案の概要と同時に、事案の該当者の一個人が不特定多数の一般市民に特定・周知されることで社会生活上、何らかの不利益を被るなどの状況が生じる場合は権利利益の侵害と言えるが、個人が特定されない方法での開示決定も可能であり、その検討なくして主張することは一方的と言える。以下に例示し主張する。

まず、入院している人物を仮に甲、甲の氏名を乙、甲の容貌を丙、甲の住所を丁、甲の性別や年齢といった特定個人の属性情報を戊、病院名を己とする。以下に場合分けをして説明する。

乙：乙のみで甲個人を特定できる可能性もある

丙：丙のみでは甲と特定できないが、甲を知る人物が乙情報と合わせて情報に接すれば特定される可能性はある

丁：極めて個別性の高い情報であり、公開されれば高い確率で個人が特定、

識別される

戊：戊単体では個人の特定はまず難しい。たとえば「40代男性」程度であれば、該当する人物は世間に相当数いる。開示されたと仮定して「己病院に入院する40代男性」という情報が得られるが、この情報以外に乙、丙、丁各情報が同時に1つ以上合わせて開示されないと特定は難しい。

つまり乙、丙、丁各情報を1つでも開示すれば、個人特定の可能性が高いとはいえるが、これらの情報の開示がないと甲個人と特定することは極めて難しい。仮に請求人が開示情報に基づく報道をしても、よほどその個人を知っている人物でない限り、個人を特定することはできず、個人が特定される蓋然性は極めて低いと言える。また、情報開示によって、社会生活の中で報道等を通して当該個人が情報を目にする可能性があり、その際受ける被害があるという反論も考えられる。ただ、情報の開示により社会全体で享受される利益に関する言及が弁明書内に一切ない。個人の権利利益に関する検討は尽くさなければいけないが、日本国憲法でも定められている公共の福祉との調整・均衡に関する議論がなされていないため、極めて恣意的な判断である。さらに本請求では、条件に該当する病院が存在する場合という条件付けをした上で「病院で発生・発覚した職員による患者への暴力行為に関してその概要」「病院や県の担当部署の対応がわかる公文書全て」とし、対象を虐待事案と、病院、県の対応にわけている。虐待の発生については、病院名が非公開のため病床数やおおよその入院患者数が不明であるが、病院名を公開することで個人の特定につながることは考え難い。また、病院や県の対応については、もっぱら、個人の特定に繋がる情報は存在しないと考えられる。虐待事案の概要についても、部分的には個人の特定に繋がらない方法で公開することは可能である。これに対する実施機関の弁明は、「一般的に考えても、事案ごとの個別性が非常に高い性格を持つ情報であることは明らかである」「非常に個別性が高い情報と考えている」などとするのみで、その具体的論証は一切ない。このような実施機関の弁明は、兵庫県情報公開条例前文がうたう情報公開制度の重要性を前提とし、原則として公開可能な範囲で公開すべきとする兵庫県情報公開条例に反するものである。

イ 県保有情報の開示請求に対する県民への対応に関する危惧

公開されることで、今後の病院の環境改善や、精神医療界全体の風土改善に寄与することも十分に考えられる情報を一方的に非公開情報に設定するのであれば、権力を有する行政組織による恣意的な情報の占有、専横であり、報道機関や市民有志を中心とする行政機能の監視やチェックといった、健全な情報開示やそれに基づく民主主義的な社会運営自体を否定する決定と言

える。弁明書ではさらに、「個別性が非常に高い」ことを非公開決定の理由の1つとして挙げているが、全ての事象は個別具体性を有している。そもそも「職員による患者への暴力行為」の発生自体が厳に糾弾され、追及を受け、再発防止について真摯に検討されるべき事象である。個別性が非常に高いとしても、精神科入院患者やその家族、知人などの関係者はもとより、一般社会で共有・周知されるべき有益な情報である。これを非公開にすること自体、県民への奉仕を放棄しているに等しい行為とさえ言える。程度について、明確な基準を示さないまま「個別性が非常に高い」と主張するだけでは説得力は皆無に等しく、恣意的とさえ言える。

ウ 非開示判断で根拠とした法令や通達に関する解釈の誤り及び恣意性について

県は弁明書内で、開示決定で出された文書について、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6及び第40条の5の規定に基づき行った実地指導の結果通知」であると主張する。たしかに請求人に開示された情報はかかる法令を根拠とした実地指導の結果等の概要にあたることに相違ない。しかし県は病院名の公表について「法第40条の6第1項および第2項の公表に関する規定」ならびに「障精発0307第1号令和6年3月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長」を根拠とし、本件開示請求に関する病院名公表を「法令で想定される範囲を超えている」と主張するが失当である。かかる想定は上記法令や通達の運用上のものであり、あくまで行政運営上の規定に基づくものである。それを根拠に病院名を非公開とする根拠にはなり得ない。県は「該当事案に関する兵庫県の措置は行政指導であり、行政処分ではない」旨を主張する。両者は法的拘束力の有無の違いが存在するが、いずれにせよ権限を有する行政が調査した結果下した判断であり、何らかの問題点が存在していたことにほかならない。それを行政当局自らが行政指導と行政処分の違いを理由とすることは、恣意的と言わざるを得ず、前記差違を根拠とするなら、虐待事案の概要の開示自体が非公開決定されているはずであり整合性がとれない。また、行政処分で済んだ当該病院を擁護しているという疑念も生じかねない。

エ 当局の対応に関する問題点

請求人からの問い合わせがなければ、そのまま不服申し立てが放置されていたと推察する。請求人側は条例や期日等を遵守し、不服申し立てをしているにもかかわらず、請求人の不服申し立てに関する当局側の姿勢は消極的かつ不誠実、不公平である。請求人はその職業故、本件の当初請求から、意見申し立てに至るまでを業務活動の一環と表現することができ、一定程度の

受忍を強いられるのはやむを得ないが、今後も情報開示を希望する兵庫県民に対し、請求人に対する姿勢と同様の姿勢を強いるのであれば、公文書管理・開示の理念に著しく反する上、県民の信頼失墜は必至である。今一度再考を求めたい。

(2) 意見書（令和8年3月6日付け）

ア 公文書の開示により、社会的評価を下げることは免れないという考えもあることは理解できる。他方で、事実を開示しない場合も一定の低下は免れられない。事実があるにもかかわらず、それを非開示にするのであれ、何らかの経緯で将来的に非開示とされた事実が明るみに出た場合に組織が受ける社会的評価の低下の方が甚大だと考えられる。それは世間から隠べいや先送りを疑われるからである。企業や組織は健全な情報開示を実行することで、社会的評価を得られると考える。仮に何らかの不祥事が起きていたとしても、速やかに情報開示し、反省や再発防止のための施策を公表すれば、社会的評価はある程度まで下がらざるを得ないだろうが、最小限度に食い止めることができる。情報を開示しないから、疑惑が生まれ、あるとき何らかの経緯で明るみに出た際に非難を浴び、自ら社会的地位を下げているのであって、危機管理リスクの取り方を根本から間違えていると言わざるを得ない。

イ 仮にそのような（引用注：行政が行う臨時実地指導を拒否したり、協力したとしても非協力的な態度に終始する）医療機関が生じてくるとしても、それは当該医療機関の自浄作用がないだけであり、行政上のより強力な措置で指導や処分に臨めば済むと考えられ、情報開示に影響はないと考える。医療機関はいわゆる「聖域」とでも称される、何らかの重大な事態でも起こりえない限り、軽微な不正や事故に至るような事例が表に出ずにまかり通る場合が多い。それは重大事態が起きた場合でさえ表に出る可能性は高いとは言えない。先述したように、それらの機関に自浄作用は望めるとは思えない。身体、生命、財産に危害が及びうる、またはその前段階の状況であるわけだから、その機関名を開示することこそが公共の福祉にかなうと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明等において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由

公開請求に係る公文書のうち、病院名を含む情報については、条例第6条第1号及び第2号により非公開情報に該当する。

2 審査請求人の主張に対する反論（概ね原文のまま記載している。）

(1) 条例第6条第1号の該当性

審査請求人は「病院名を公開したことで、開示された文書との紐付け等により個人が特定される可能性は極めて低く、個人の権利利益を害する恐れがあるとは言えない」と主張する。しかし、審査請求人が求める文書は、「患者への暴行など不適切な事案について、病院名や事案の概要、発覚の経緯」であり、一般的に考えても、事案ごとの個別性が非常に高い性格を持つ情報であることは明らかである。条例第6条第1号は「特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」を非公開情報と定めている。本件請求内容は、上述のとおり、非常に個別性が高い情報であると認識しているが、審査請求人が求める病院名もあわせて開示した場合には、個人が特定される可能性は非常に高く、かつ事案の性格から通常他人に知られたくないと認められるものに該当すると考えられることから、条例第6条第1号に該当するとしての判断は妥当である。

(2) 条例第6条第2号の該当性

審査請求人は「公共の安全と秩序の維持に支障を来たすこと及び当該病院の事務、事業に支障を来たすとは考えられない。むしろ、虐待に当たるとする事例が起きた病院名の公開は公益に資する内容とさえ言える。」と主張する。

本件処分の対象となった文書は、実施機関が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第38条の6及び第40条の5の規定に基づき行った実地指導の結果通知である。

この実地指導においては、当該病院における虐待防止のための必要な措置に関して、法律違反とまでは言えないが、不十分な点が確認されたため、当該文書において指導を行ったものである。精神保健福祉法第38条の7第1項には、実地指導に伴い提出された改善計画書の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができることとされており、また同条第2項には指定する精神保健指定医2名以上の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合、又は入院が精神保健福祉法や精神保健福祉法に基づく命令に違反して行われた場合には、当該精神科病院の管理者に対し、当該患者を退院させることを命ずることができることとされている。

その上で、同条第3項には、これらの命令に従わない場合にその旨を公表することができることとされている。また同様に、精神保健福祉法第40条の6第1項には、必要な措置を採ることを命ずることができる旨の規定があり、また、同条第2項には、当該精神科病院の管理者がこの命令に従わなかった場合に公表

することができる旨の規定がある。つまり、精神保健福祉法の規定において、行政処分に従わなかった場合に病院名の公表が行われることとされているものであるが、本件は、上述のとおり、行政処分ではなく行政指導として行ったものであり、この段階で、病院名を公表することは精神保健福祉法において想定されていない。

また、「精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について」（障精発0307第1号令和6年3月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長。以下「令和6年通知」という。）においても、公表事項は、「業務従事者による障害者虐待の状況」、「業務従事者による障害者虐待があつた場合に採った措置」、「虐待を行った業務従事者の職種」であり、病院名は含まれていない。

以上のことを考慮すれば、本件処分において病院名を公表することは、法令で想定されている範囲を超えるものであり、条例第6条第2号に該当するとした判断は妥当である。なお、審査請求人は、「公共の安全と秩序の維持に支障を来す（略）とは考えられない」と主張するが、実施機関は本件処分を行うにあたり、条例第6条第2号及び第3号に規定する公共の安全等に関する情報であることを理由とはしていない。

(3) その他

審査請求人は、「神戸市に対しても同様の情報公開請求をしているが、病院名が開示されている。所管庁、所管課が違うことを考慮しても請求人としては承服することはできない。」と主張している。しかし、神戸市における公文書公開は、神戸市情報公開条例に基づき、神戸市が行っているものであり、本件処分とは実施主体、根拠がまったく別のものであることから、審査請求人の主張は合理的なものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分について

実施機関は、本件対象公文書につき、条例第6条第1号又は第2号該当として非公開とする本件処分を行った。

審査請求人は、病院名を公にしても、紐付け等により個人が特定される可能性

は極めて低い、あるいは、病院の事務、事業に支障を来すとは考えられない、虐待事例が起きた病院名の公開は公益に資する等と主張して争っている。

2 審議会において検討したところ、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件請求に対し、実施機関は、保有する次の書類を特定している（以下「本件対象公文書」という。）。

- ア 特定医療法人に対する精神保健福祉法第38条の6及び第40条の5の規定に基づき行った立入調査及び実地指導（以下「実地指導」という。）の端緒となった虐待通報受付、事実確認及び対応方針決定に係る帳票
- イ 特定医療法人に対する実地指導を行う旨決定した決裁書類
- ウ 実地指導及び協議を踏まえた結果の通知に係る決裁書類
- エ 特定医療法人から提出された改善報告書を受理した決裁書類

(2) 非公開情報について

実施機関は、本件対象公文書のうち、次の情報を非公開としている。

ア 病院名等

病院名等（特定医療法人の名称及び特定医療法人の特定を容易とするその所在地の管轄保健所名を含む。以下同じ。）

イ 他の医療機関名

特定医療法人以外の医療機関の名称

ウ 関係者（個人）に関する情報

本件の実地指導の端緒となった事案（以下「本件事案」という。）に係る患者を特定できる情報（氏名、生年月日、住所等）、治療内容（病名、病状、入院年月日等）、病院職員を特定できる情報（氏名、役職、職種等）、家族等を特定できる情報（氏名、続柄、住所、生年月日等）、患者の写真及び実地指導へ同行した医師を特定できる情報（氏名及び所属等）

(3) 本件に係る検討

ア 実地指導について

実地指導は、精神保健福祉法第38条の6及び第40条の5の規定に基づき行われるものである。

「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（令和3年1月13日付障害保健福祉部長等通知。以下「令和3年通知」という。）3(1)では、実地指導の実施時期について、「原則として1施設につき年1回行うこととするが、法律上適正を欠く等の疑いのある精神科病院については、数度にわたる実地指導を行うこと」とされる。

イ 情報公開条例に係る非公開情報に係る検討

本件処分において、実施機関は、上記(2)アないしウの情報を条例第6条第1号、第2号該当として非公開とし、その他実施機関の行う事務に関する精神保健福祉法等の各般の公表に係る規定等についても言及しており、これは、条例第6条第6号該当性に係る事情と理解され得るものである。

以下、特に病院名等が、本件事案の患者等を特定する個人情報（条例第6条第1号）、特定医療法人の社会的評価あるいは経営に係わる「正当な利益を害するおそれ」のある情報（条例第6条第2号）及び実施機関が精神保健福祉法に基づき行う患者の処遇の改善等の事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある情報（条例第6条第6号）に該当するかを検討する。

ウ 精神保健福祉法等における公表に関する規定について

(ア) 精神保健福祉法第38条の7第3項及び第40条の6第2項は、患者の処遇の改善のために必要な措置を執ること等の命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができると定める。

令和3年通知3(3)では、実地指導後、入院中の者の処遇等の状況についての度合いに応じ、要旨、下記a及びbのとおり定められ、「著しく適当でないと認められる場合」であって、精神科病院の管理者が命令に従わない場合に、当該精神科病院の名称等を公表することが定められている。

a 著しく適当でないと認められる場合

改善計画書の提出を求め、必要に応じ提出された改善計画書の変更を命じ、又は、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じ、その改善結果報告を書面により求めるとともに、その結果を検証するものとする。

命令に従わない時は、適宜、①精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命じ又は②当該精神科病院の名称及び住所並びに改善命令等を行った年月日及びその内容等を公表する。

b 適当でないと認められる場合

措置を講ずべき事項及び期限を示して、その改善結果報告を書面により求めるとともに、その結果を検証するものとする。

(イ) 精神保健福祉法第40条の7は、都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとしている。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第22条の2の2は、精神保健福祉法第40条の7の厚生労働省令で

定める事項は、虐待を行った業務従事者の職種とすると定める。

そして、令和6年通知は、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置及び虐待を行った業務従事者の職種につき、各般の通報、届出及び認定件数等の数値や業務従事者の職種を公表事項として定めるが、公表事項につき病院の名称は含まれていない。

- (ウ) 以上からすると、実施機関が事案の性質、社会的な影響及び被害者の特定の可能性などを総合的に考慮し、上記の明示の定めのある場合に限らず、公表をする場合はあり得るものと思われるものの、精神保健福祉法及び関連法令において、明示的に定められている実地指導に係る病院名の公表は、入院中の者の処遇等の状況が「著しく適当でない」と認められる場合」で、かつ、「精神科病院の管理者が命令に従わない」場合を想定しており、命令に従わない精神科病院管理者に対する制裁的性質を持つものと考えられる。

エ 病院名等について

- (ア) 条例第6条第1号該当性

審査請求人は、病院名の公開を求めているところ、病院名等は、本件事案に係る患者の個人情報であるが、関連情報との照合が可能でない限り、病院名のみから直接に当該患者を特定できるものではない。

ここで、実施機関は直接あるいは容易に患者を特定できる情報（氏名、生年月日、住所等）及び治療内容（病名、病状、入院年月日等）を非公開としていることからすると、仮に、病院名等を公にしても、一般人が入手可能な情報と照合しても、当該入院患者を特定できる可能性は相当程度低いと考えられる。

しかしながら、本件事案又は特定医療法人の関係者等が入手可能な情報や本件処分において公開済みの情報と照合することにより、入院患者が特定される可能性がある。

医療機関の受診に関する情報については、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に当たり、病院名等は条例第6条第1号に該当すると考えられる。

- (イ) 条例第6条第6号該当性

条例第6条第6号は、「県の機関…が行う事務…に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務…の性質上、当該事務…の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。

精神保健福祉法は、精神科病院における処遇等（第5章第5節）及び虐待の防止（同法第5章第6節）のため、実施機関に所定の報告徴収等及び

改善命令等の事務を行うことを定めている。

ここで、実施機関が行う実地指導において、虐待等の事実が確認できたか否か、また、その事実を前提として、入院中の者の処遇等の状況の不適切さの程度（上記ウ(ア) a 「著しく適当でないと認められる場合」、b 「適当でないと認められる場合」）には様々なものがあり得ると考えられる。

これら、虐待等の事実確認が可能であった程度（特に疑いに留まる場合）、入院中の者の処遇等の不適切さの程度には、相当の幅があり得るところ、これらを捨象して一律に病院名等を公にすることになると、実地指導を拒んだり、あるいは、実地指導に応じても、非協力的な態度に終始するなどして、実地指導における真相解明や患者の処遇改善等を困難にするおそれがあるものと認められる。

実施機関は、本件事案の起きた「病院における虐待防止のための必要な措置に関して、法律違反とまでは言えないが、不十分な点を確認されたため、当該文書において指導を行った」等としており、上記の精神保健福祉法における公表制度を踏まえれば、行政指導に留まる段階では「事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるため、公開しないという実施機関の判断について、不合理とまで断ずることはできない。

そうすると、実施機関が事案の性質等に鑑み、行政指導に留まる段階で病院名等を非公開とした判断は、条例第6条第6号該当として妥当と考えられる。

(ウ) 条例第6条第2号該当性

条例第6条第2号第1文は、「法人…に関する情報…であって、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とし、第2文は「ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く」として、非公開情報から除かれる情報を定めている。

仮に、病院名を明らかにすると、少なくとも、「法律上適正を欠く等の疑いがあり、臨時実地指導を受けた精神科病院」として、社会的評価が低下することが考えられる。

上記(イ)記載のとおり、精神保健福祉法に基づく調査ないし命令等の手続での実施機関における病院名等の公表の状況に鑑みると、事実確認が可能であった程度や入院患者の処遇等の不適切さの度合いに応じて、行政指導に留まる段階においては、未だ、病院名等については、条例第6条第2号に該当すると認められる。

(エ) 以上より、実施機関が、病院名等を非公開としたことは、条例第6条第1号、第2号及び第6号に該当するものとして妥当と認められる。

オ 病院名等以外の非公開情報について

他の医療機関名（上記(2)イ）、本件事案の入院患者、家族等、病院職員及び実地指導へ同行した医師を特定できる情報並びに本件事案の入院患者の治療内容及び写真（上記(2)ウ）について、条例第6条第1号（個人情報）又は第2号（法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報）該当として実施機関が非公開としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和7年8月21日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和7年10月31日 第1部会 (第117回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和8年1月6日 第1部会 (第119回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
令和8年2月20日 第1部会 (第120回)	・ 審議
令和8年3月17日 第1部会 (第121回)	・ 審議
令和8年4月21日 第1部会 (第122回)	・ 審議
令和8年5月21日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅野 博 宣

委員 申 吉 浩

委員 鳥井 真 次

委員 西上 治